破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７５９号
札幌市中央区南22条西８丁目１番17号
債務者　土合竜太郎
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８６８号
札幌市白石区東札幌２条２丁目２番18号　Ｙ’ｓハウス201号
債務者　富山　　睦
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８８２号
札幌市白石区菊水元町３条５丁目１番３号
債務者　山口　高市
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９３７号
札幌市白石区中央１条６丁目12番10号　テラスハウス３階
債務者　松井　隆宏
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９３８号
札幌市白石区中央１条６丁目12番10号　テラスハウス３階
債務者　松井さつ紀（旧姓森）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４０号
札幌市手稲区手稲本町２条２丁目４番８―701号
債務者　石崎　智世
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９６１号
札幌市手稲区前田１条７丁目７番12号　パスカルテイネ201号
債務者　中川　和世
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９６７号
札幌市豊平区平岸１条６丁目３番40号　ＫＫＲ札幌医療センター、住民票上の住所札幌市南区川沿13条２丁目１番38号　愛全病院
債務者　板橋　武弘
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９９７号
札幌市東区北22条東15丁目３番20号　フレッシュハウス元町102号
債務者　林中　りさ
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９９８号
北海道江別市東野幌本町35番地の１　サーム野幌弐番館911号室
債務者　結城　幸雄
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９９９号
札幌市北区新川４条19丁目４番11―203号
債務者　本間　武好
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０００号
札幌市北区新川４条19丁目４番11―203号
債務者　本間　裕子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１００４号
札幌市豊平区平岸３条11丁目１番15―402号
債務者　杉本　照子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０１８号
札幌市豊平区美園９条２丁目６番９号　コーポあすかＡ―５
債務者　堀坂　静江
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０４２号
札幌市東区北36条東４丁目１番８号　コーポ和105号
債務者　畑中　友子（旧姓保坂）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０５５号
札幌市豊平区平岸３条７丁目２番６号　武商ビル201号
債務者　近藤　宏昭
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１４５号
札幌市西区二十四軒３条７丁目２番６号　マンションアンクＢ棟103号
債務者　酒匂　英章
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部